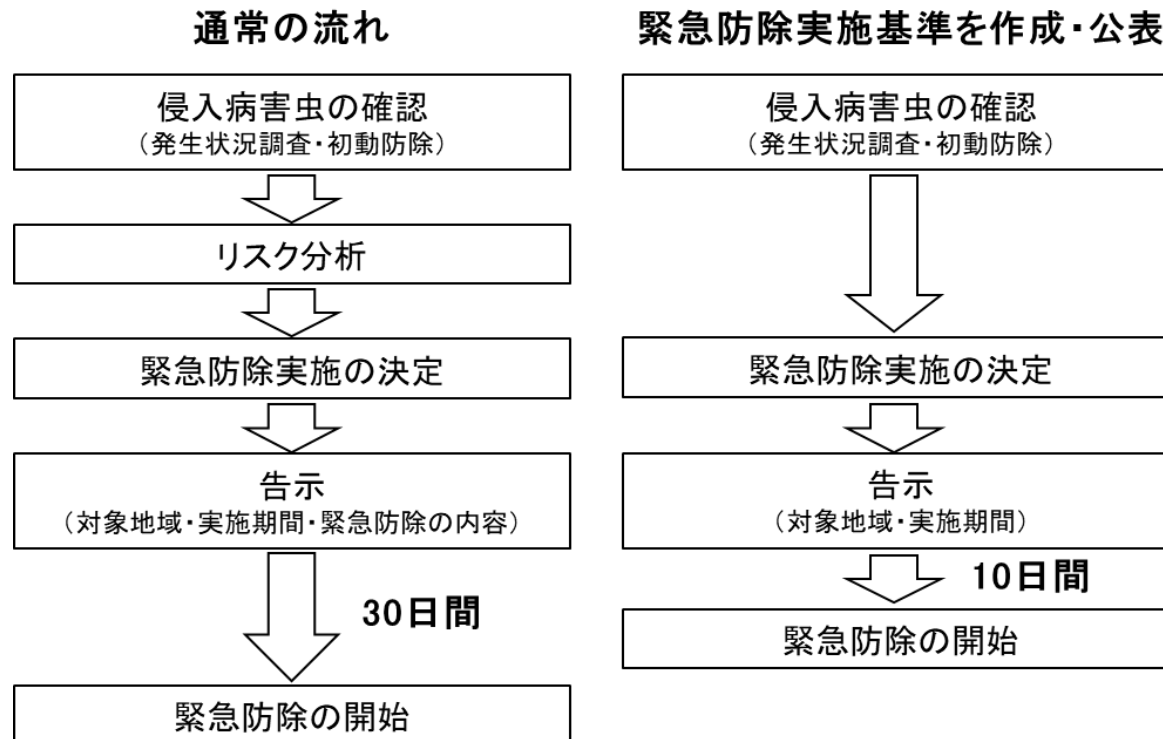


緊急防除実施基準について①

1. 緊急防除実施基準（植物防疫法第17条の2）

- 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる病虫害のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものについて、緊急防除実施基準を作成・公表する。
- 緊急防除実施基準を作成した場合には、緊急防除を行う際の事前周知期間を30日間から10日間に短縮することが可能となる。



(注) 緊急防除実施基準を定めた病虫害が発生した場合も必ずしも緊急防除を実施する訳ではなく、あくまで初動防除や発生状況調査等の結果を踏まえて、緊急防除の実施の必要性を判断することとなる。

緊急防除実施基準について②

2. 緊急防除実施基準の内容

改正植物防疫法第17条の2第2項において、緊急防除実施基準には、次に掲げる事項を定めることとされている。なお、各事項の詳細については、別途、消費・安全局長通知等により周知する。

- ① 病害虫の種類(例:火傷病菌など)
- ② 病害虫の発生状況に関する調査の方法
(例:発生範囲を特定するための調査、防除効果を確認するための調査)
- ③ 防除の内容(例:栽培制限、移動制限、消毒・廃棄など)
- ④ その他防除の実施に関し必要な事項

3. 緊急実施基準の作成対象病害虫

国内又は国内の未発生地域で新たに発生した場合に、国内の農業生産に重大な損害を与えるおそれがあるため、発生状況等を踏まえて速やかに緊急防除を実施する必要があると考えられるもののうち、過去に緊急防除等を実施した実績のあるものなど9種を対象に緊急防除実施基準を作成した。

- | | |
|-------------|----------------|
| ①ウリミバエ※ | ⑥イモゾウムシ※ |
| ②クインスランドミバエ | ⑦コドリング |
| ③チチュウカイミバエ | ⑧火傷病菌 |
| ④ミカンコミバエ種群※ | ⑨カンキツグリーニング病菌※ |
| ⑤アリモドキゾウムシ※ | |

※過去に緊急防除や根絶事業を実施したことがあるもの